

郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領

第1 目的

この要領は、「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に定める附属機関等（以下「附属機関等」という。）の審議に広く市民の意見を取り入れるため、委員等を公募するために必要な事項を定めることにより、適切で円滑な公募委員の選任を図ることを目的とする。

第2 公募委員枠設定基準

- 1 附属機関等の委員等には、その一部を公募による委員を選任するよう努めること。
ただし、次に掲げる事項を調査審議する附属機関等については、この限りでない。
 - (1) 専門的な事項
 - (2) 利害関係の処分等に関する事項
 - (3) その他公募委員による審議が不相当と認められる事項
- 2 公募委員の定数に対する割合については、10パーセント以上（小数点以下第1位を切り上げる。）とする。
- 3 公募委員枠を設定した場合において、応募がなかったときは、他の方法により委員を選任することができるものとする。

第3 応募資格

応募資格のある者は、原則として、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、附属機関等の設置目的等に照らしこれにより難いときは、この限りでない。

- (1) 郡山市内に引き続き1年以上居住している者
- (2) 公募する日において本市の附属機関等の委員として在任していない者
- (3) 過去に同一の附属機関等の公募委員として在任したことがない者
- (4) その他必要と認める事項（技能資格、職務経験、年齢、性別等）

第4 募集案内及び方法

1 委員公募の市民への周知は、会議開催日のおおむね3ヶ月前までに次の方法により行うこととし、1ヶ月程度の募集期間を設けることとする。

(1) 周知項目

- ア 附属機関等名及び審議内容
- イ 公募する人数
- ウ 応募資格
- エ 応募方法及び募集期間
- オ 選任の時期及び任期
- カ 選考方法
- キ 選任された場合、氏名、性別が公表される旨

(2) 広報の方法

- ア 可能な限り広報こおりやま及びホームページ、テレビ、ラジオの市提供番組等により広報するものとする。
- イ 記者クラブに募集に係る資料提供を行うものとする。

第5 申込方法

1 申し込みは、応募しようとする者から次に掲げる事項を記載したもの（以下「申込書」という。）の提出を受けることによるものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 申し込み理由
- (5) 職歴、社会活動等の活動歴、自己PR

（例えば、環境、福祉等のボランティア活動や社会教育等に係る活動等の主な活動経験等）

(6) その他必要と認めるもの（小論文等）

2 申込書は、返還しない。

第6 公募委員の選考方法

委員の選考については、原則として選考委員会を設置して行うこととし、附属機関等の設置目的等を考慮して、次の方法により公平、公正に行うものとする。

(1) 申込書及び小論文等による選考

(2) 面接による選考

第7 公募委員選考結果の公表等

(1) 応募者全員に採用の可否について速やかに通知すること。

(2) 公募委員が決定したときは、その結果を記者クラブに資料提供すること。

第8 関係課長への報告

附属機関等の所管課等の長は、公募を行おうとするとき及び公募委員を選任したときは「附属機関等の委員公募報告書」（第1号様式）により、速やかに総務部行政マネジメント課長及び**広聴広報課**市政情報センターに報告するものとする。

第9 適用期日

この要領は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

行政マネジメント課長

課長

附属機関等の委員公募報告書

1 委員公募をするとき

附属機関等の名称	
委員定数 (A)	人
公募人数 (B)	人
公募委員の割合 (B/A)	%
応募資格	
選考方法	<input type="checkbox"/> 小論文 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 ()

2 公募委員を選任したとき

応募者数	人 (男性 人, 女性 人)
応募者の年齢	歳から 歳まで
選任した委員の 氏名及び性別	

※ 2の公募委員を選任したときの報告は、1の委員公募をしようとするときに提出したものに加筆して送付してください。

(注：様式は、別途 Excel で添付していますので、報告は、Excel 形式でお願いします。)

附属機関等の委員の公募に関する要領の運用について

1 公募事務について

(1) 委員公募の方針決定

- ア 会議開催の4～3ヶ月前（目安）までに公募方針を決定
- イ 公募委員枠（人数）、選考方法等を決定するとともに「公募基準」を策定
 - ※ 部長決裁、行政マネジメント課への合議不要
 - ※ 公募に関する要領については、個別に策定する必要無し
- ウ 公募委員の年齢要件等を決定

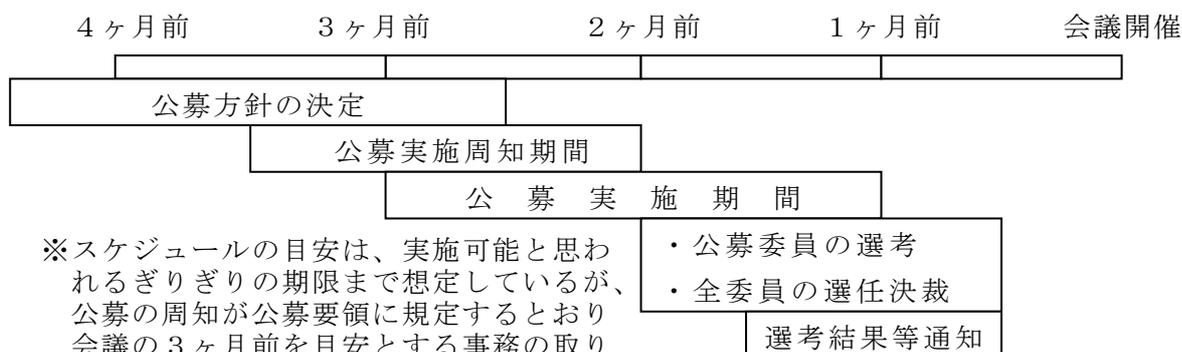
(2) 委員公募の周知

- ア ホームページへの掲載
 - ※ 第1号様式により行政マネジメント課及び広聴広報推進課市政情報センターに通知
 - ※ 必要に応じ、各課のホームページ等へ掲載
- イ 「広報こおりやま」への掲載及びテレビ、ラジオ等市政広報番組による報道の依頼（広報：公募実施月の前々月の20日前後締め切り）
- ウ 報道機関への報道依頼
 - ※ 報道機関の報道による効果は非常に大きいため、積極的に情報提供をするとともに報道依頼をする。（広報等で周知できなかった場合は、積極的に情報提供、報道依頼）

(3) 公募委員選任の注意事項

- ア 公募委員選考基準を作成（参考「別紙1」） ※ 公募周知をするまでに策定
- イ 公募委員選考委員会を設置し、選考
- ウ 附属機関等の設置目的に合わせた選考基準項目の設定
- エ 応募者のその他の附属機関等への就任の有無の確認（行政マネジメント課へ）

※ 委員等公募実施スケジュールの目安



※スケジュールの目安は、実施可能と思われるぎりぎりの期限まで想定しているが、公募の周知が公募要領に規定するとおり会議の3ヶ月前を目安とする事務の取り扱いが望ましい。

「附属機関等の公募委員選考基準モデル」

郡山市〇〇審議会の公募委員選考基準

第 1 趣旨

この基準は、「郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるもののほか郡山市〇〇審議会の公募委員を選考するために必要な事項を定める。

第 2 選考方法

選考は、申し込みの際に提出された書類及び小論文等による書類選考とする。

(選考は、面接及び申し込みの際に提出された書類選考等により行う。)

第 3 選考委員会

(1) 応募者の中から公募委員を選考するため、「郡山市〇〇審議会公募委員選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(2) 選考委員会の委員(以下、「選考委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。

ア (附属機関等を所管する部長及び次長等)

イ (当該附属機関等の所掌事務に係る部長及び次長等)

ウ (附属機関等を所管する課等の長)

エ (当該附属機関等の所掌事務に係る課等の長)

※ 選考委員は、必要に応じ増減する。

第 4 選考基準及び評価方法

(1) 公募委員の選考は、次に掲げる審査項目の審査結果により行う。

ア 応募の動機 (意欲、熱意等が感じられるか)

イ 〇〇制度の理解度、問題意識 (会議等で具体的な意見等が期待できるか)

ウ 建設的な考え方 (現状批判だけでなく、前向きな積極さがあるか)

エ 公平、公正な考え方 (意見を主張するばかりでなく、他の意見に対しての許容性があるか)

オ 視野の広さがあるか (自分の問題だけではなく、社会全体を考えているか)

カ 市民としての義務等 (必要に応じ納税状況等)

※ 納税状況等の個人情報等を要件とする場合については、公募時に納税証明添付又は調査の同意を受けること。また、面接での口頭確認等を実施することなども考えられる。

※ 上記項目は参考項目であるため、すべての項目を審査事項とする必要はない。また、その他「論理的な考え方」、「地域社会への関心度、貢献度」など各附属機関等の委員等の資質として必要な項目を設定。

(2) 評価は、第4(1)に設定した審査項目について以下の5段階で評価するものとする。

評 価	優れている	や や 優れている	普 通	やや劣る	劣 る
得 点	5	4	3	2	1

(3) 応募者の評価及び選考は、以下の方法により行う。

ア 選考委員が個別に評点する。

イ 各選考委員の評点を集計し、必要に応じ年齢、性別及び地域性等を考慮し、点数の高い者から順に選考する。

第5 その他

応募者の中に委員としてふさわしい者がいないときは、他の方法により委員を選任するものとする。

※ 「公募委員としてふさわしい者がいない。」と判断する場合は、その理由を明らかにしておくこと。

(公表するというのではなく、求めに応じ説明できるようにしておくと言うこと。)

※ 積極的な公募委員の選任を推進する意味で「郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領」には、ふさわしい者がいない場合、他の方法で委員を選任する旨の規定はしていない。応募者がある場合は、極力、公募委員を選任することが望ましい。

委員の公募に係る事務フロー

